

ヒアリングにおいて表明された皇位継承資格及び皇位継承順位についての意見の整理 資料 1

以下は、皇位継承資格及び皇位継承順位を中心に、事務局の責任において、論点と思われる事項ごとに整理を試みたもの。発言は適宜要約等を行った。また、整理の都合から重複もある。識者の意見は、別途配布した議事録を参照。

1 歴史・伝統の意義等

- ・少なくとも2000年もの皇位継承の歴史をきちんと踏まえるべき。過去何回かあった皇統の危機に際し、当時の人々が叡智を出し合って克服。父祖及び子孫に対する責任を考えると、そう簡単に決めてよいものか。(大原)
- ・これまで一度の例外もなく一貫して男系で継承されてきた。そのこと自体、確立した原理というべき。それを現代人の判断で簡単に変えていいものか。(八木)
- ・千数百年以上にわたる皇位の継承は、皇統に属する皇族であることを大原則として、大まかな慣習と時々の方力関係によって行われてきた。歴史に学びながら現実的にとりうる対策は、可能な限り男系男子皇族による継承維持に努めながら、万一に備え、男系女子や女系の皇族の継承も制度的に可能にすること。(所)
- ・現在の深刻な皇位継承の危機は、根本にさかのぼって考えると、構造的な要因が介在している。(高森)
- ・千数百年の歴史、伝統のある天皇制度は、儀式や行事、皇位継承の在り方など、各時代における中断、手直しをして、それぞれの時代の知恵を出し合って乗り越えて、その結果現在まで続いている。天皇が象徴であるという考え方は、日本の伝統的な考え方であり、アメリカ側から来たものではない。国民と苦楽をともにする、国民の幸福を願うなど歴代の天皇が願ってこられたことが象徴天皇の形。(高橋)
- ・日清戦争後に隆盛を極める国体論は、我が国を、天皇を総本家の家長とする巨大な同属集団に擬するものであった(家秩序的国体論)。戦前の我が国においては、家が社会的に広範に広まっていたが、家産、家業、家名の一体となった団体である家においては、一体性の源泉である祖先の崇拜や、長幼の序の点から、家督は直系血族の長子により相続されることが望ましかった。この家社会の家督相続の理想型を体現したのが皇室であった。(鈴木)
- ・天皇、皇室は社会秩序を理想的に体現し、変化する社会に対応して、社会のあるべしとされた姿を象徴することによって、社会と政治の秩序の安定に寄与。現在と戦前では皇室の位置は根本的に異なるが、社会の「師表」という機能から見た場合の共通点は考えるべきであり、歴史の教えるところから、天皇・皇室の在り方、皇位継承の在り方を考える必要がある。(鈴木)
- ・伝統とは、前時代に発生したものが後の時代に選択されて残ってきたもの。新しい伝統を作るということになれば、次の世代に伝統として選択されるべきもの、次世代と価値観が共有できるものでなければならない。(鈴木)
- ・象徴天皇の性格として、
 - (1) 宗教的権威である象徴としての天皇の役割と政治的な権力の相互補完・相互牽制システムが歴史的に作り上げられ、社会と国家の安定に非常に大きな役割を果たし、国家と宗教システムとの間の調和がとれていたこと。
 - (2) 皇位継承に 血統原理 カリスマ原理の二つの原理が有効に働き、現実の政治・宗教制度を有効に機能させていた。西洋の王位継承は のみであるが、我が国では は大嘗祭儀礼として行われている。この2つの原理に支えられ、象徴天皇制の皇位継承が欧米諸国に比べ安定性を保つことができたこと。
 が挙げられる。(山折)
- ・象徴天皇制と民主主義は、戦後しばらくは対立するという考え方が優勢を占めたが、両立する方向に一般の考えは変わりつつある。そういう点で、皇室における近代家族と象徴家族の在り方を統合するためにどうしたらいいかという問題意識と、象徴天皇制と民主主義をどう調和させるかという問題意識は表裏の関係を成す課題となってくる。そうした場合、皇位継承の問題がいかに議論されていこうかというもうひとつの問題が出てくる。(山折)
- ・憲法学界では、旧憲法下の天皇と現行憲法下の天皇とは別物であるとする「断絶説」と、従来の天皇が現行憲法下の天皇に続いているという「連続説」がある。断絶説では、伝統は考慮する必要はない。連続説の場合でも、伝統を憲法規範を超えて過度に重視することは許されない。(横田)

2 皇位継承資格

| 男系を重視すべきとの考え方 | 女性天皇・女系天皇を可能とする考え方 |
|---|--|
| 【基本的考え方】 ・男系主義の歴史的重みは大変大きく、男系維持の方策を講じることが先決。女系容認を安易に考えるべきではない。(大原) ・皇位は単純な「直系」による継承ではなく、あくまで「男系」による継承。これは歴史上確立された原理。(八木) | 【基本的考え方】 ・歴史的事実(過去に女系も皇統として機能し得た事実 養老令(継嗣令)に女系の継承を認める規定があったこと)や皇室典範の規定(「皇統に属する男系の男子」と規定)から、女系も皇統に含まれ得る。(高森) ・天皇にとって本質的なことは、男性か女性かではなく、そもそ |

- ・対立軸は男系対女系であるはずが、男系男子対女帝と論点がずれている。(大原)
- ・我が国にとって未曾有の女帝(女系容認型)導入がもたらす重大な意味を正しく理解するとともに、女帝支持の世論の動向と一部の女系容認論の背景にある危険性を慎重に見極めることが必要。(大原)
- ・万世一系とされる皇統は男系による継承である。女性天皇のお産みになったお子様が皇位に就かれれば、皇統が女系に移り、万世一系という原理を壊す。女性は「皇位」の継承者にはなり得ても、「皇統」の継承者たり得ない。(八木)
- ・過去にも直系の男子(庶系を含む)が恵まれなかった際、皇統が女系に移ることは厳しく排除し、男系の傍系から皇位継承者を得ている。一般人の感覚から見ればほぼ他人と言える大変な遠縁から継承している例もある。今上天皇の直系の御先祖の光格天皇も傍系の御出身。皇統という概念はその時々のおイェルファミリーの独占物ではない。(八木)
- ・これまで男系継承を維持するため、庶系継承と傍系継承という2つの安全装置が設けられていた。(八木)
- ・歴代の皇位継承のうち、直系かつ嫡系による継承は3分の1しかなく、傍系、庶系により補ってきた。そのため猶子制度の活用、世襲親王家の創建、傍系継承の天皇に直系の皇女を皇后として配する等様々な工夫。(大原)
- ・要は優先順位の問題。男系継承の道は本当に塞がれているのか。女性天皇、女系天皇容認はその後でも十分。(八木)
- ・女系容認の議論に入る前に、まず旧皇族の皇籍復帰、養子制度など男系維持のための方策を講じることが先。(大原)

<国民の統合力・正統性>

- ・男系主義で一貫していることが皇室による国民統合の権威の源泉となっているという認識が広く我が国において共有されてきた。(大原)
- ・一部の女系容認論者の中には、女系を採用することにより、皇室の正統性が壊れ、皇統断絶のための有効な一打になるという考え方がある。(大原)
- ・天皇制廃絶論者は、女系天皇は伝統としての歴史的な正統性の問題が浮上すると指摘している。(八木)

も天皇は性を超えた特別な存在。大事なことは国家・国民統合の象徴として、世俗を超えた精神的な権威として公的な任務を自ら担い果たされることであり、そのような任務は皇族として生まれ育たれた方であれば、男女を問わず担い得る。(所)

- ・象徴天皇の皇位継承について考える時には、国民とともに、つまり国民に広く支持されているかどうか基本。男子に固執することは、国民とともに歩む皇室という考え方に合わないのではないか。(高橋)
- ・象徴天皇制にとって重要だと思われる歴史的背景、その性格等々が担保されるならば、男系であろうと、女系であろうと、女性天皇であろうと構わない。それを担保するような考え方が一般的な承認を得るかどうか問題。(山折)
- ・憲法2条の世襲規定は、選挙等ではなく血のつながりによって皇位が継承されるという意味であり、男系や男子への限定は世襲からは出てこない。規範的観点から見た場合、世襲の象徴天皇制度は憲法の基本的原理から逸脱しているが、解釈態度としては憲法原理(平等原則)からの逸脱は必要最小限度にすべき。女性天皇や女系天皇を認めない合理的理由は全くなく、男系男子限定は違憲であると考え。現在の状態を前提に政策的観点から見た場合、皇位継承の安定性及び世論の支持からは、女系天皇を認める政策となる。伝統への固執は世論の支持がなく、安定性においても欠けるところが大きい。(横田)
- ・現行の皇位継承制度は、皇統、嫡系、男系、男子、皇族という制約があり、歴史上例のない極めて窮屈なものとなっている。これが皇位継承の将来を不安定にさせている根本的な原因。その打開策は論理必然的に窮屈な皇位継承資格の制約の緩和の検討。(高森)
- ・過去の皇位継承のうち約半数は庶系継承であり、庶系継承の可能性がない場合皇位継承は極めて困難。嫡系限定という制約の緩和は、国内の状況や国際的な評価を勘案すると、現実的な方策とはいえない。(高森)
- ・戦後の皇室典範は庶子継承を禁じた。近代的な倫理観からは当然であるが、切実な変革であり、それでもなお継承者を男系の男子に限定することは無理な規制である。(所)
- ・非嫡出子の容認は全く非現実的で期待できない。(横田)
- ・女子の皇位継承を認めた場合、女系を認めなければ、ただ一代先延ばしするに過ぎず、男系の制約を解除せずに男子の制約だけ解除しても大きな意味はない。(高森)
- ・これまで男系継承が維持されてきたのは、父系継承の「姓」という観念。しかし、「姓」の観念は制度においても社会意識の上でも失われたので、男系を縛っていた最も大きな条件はもはやない。(高森)

<国民の統合力・正統性>

- ・天皇制度が各時代に手直しや中断を経ながらも続いてきたのは、象徴天皇が支持されて国民統合の中心におられるから。がんにがらめに男系男子ということではなく、象徴天皇はもっと間口が広く、しなやかな制度。それが国民とともにある象徴天皇を国民の83%が支持している理由。(高橋)
- ・男系男子を維持し、旧皇族の皇籍復帰、養子等を認める考え方は、伝統からみても例外的であり、世論の支持は期待できず、国民統合作用も期待できない。(横田)
- ・女系天皇にした場合には、権威ある天皇はおそらく復活せず、親しみがある天皇という形で国民を統合する形が出てくるだろう。その場合、何故女系天皇を憲法原理に反してまでして置い

| | |
|---|--|
| <p><国民世論></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世論調査では70、80%が女性天皇を支持するといわれているが、女系を採用するということに対する認識がどこまであるのか、大変疑わしい。今日の世論は女系の天皇ということの重大性にあまり気付かず女性天皇でもいいと簡単に考えているが、皇室の権威そのものも否定するような論が一方で出ている。(大原) <p><安定性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫緊の課題は、現在の宮家の存続を図ること。(大原) ・皇位継承はそれほど差し迫った問題ではなく、今、行うべきは、男系の血筋の宮家を増やすことにより、将来の皇位継承に備えて皇位継承の基盤を充実させること。(八木) <p>< Y染色体等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・男系男子であれば、遠縁であっても初代のY染色体を確実に継承している。(八木) ・確実に神武天皇以来の男系の血筋が維持されていることを確認できるのは旧宮家だけ。(八木) | <p>ておく必要があるかが将来問われる可能性がある。(横田)</p> <p><国民世論></p> <ul style="list-style-type: none"> ・81.3%が女性天皇可としている。世論調査を援軍に女性天皇を支持するわけではないが、その数字は意識しなければいけない。これに反して男系男子ということにすると、象徴天皇に反感を抱かないかということさえ懸念される。(高橋) <p><安定性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・万々一旧宮家の男子が宮家の継承等をされても、男系限定を緩和しない限り早晚行き詰る。(高森) ・近代に庶子継承を否定したのは当然であり、今後もそれを復活することは不可であるため、男系男子のみによる皇統の永続は結局困難になる。(所) <p>< Y染色体等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・男系の維持が強調され、DNA、Y染色体という議論もなされているが、その仮説が仮に正しければ、国民男子のかなり広範な範囲で共有しており、国民と皇室の区別をあいまいにする。(高森) ・神武天皇の男系男子孫に「Y染色体の刻印」が伝わっていることを皇位継承の資格要件の一つとするなら、そのような男性は全国にたくさんいる。(所) |
| <p>【女性天皇・女系天皇について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の女帝は極めて例外的な存在ですべて男系。御在位中は独身。外国の皇配殿下のような御存在は皆無。(大原) ・過去8人10代の女性天皇は全て男系女子であり、皇位継承に関しては本命の「男系男子」が成長するまでの「中継ぎ役」。女性天皇が即位後にお産みになったお子様が天皇になられた例はない。(八木) ・継嗣令の規定は、もともと特定の「男系の男子」を想定したもので、双系主義の根拠にはなり得ない。(八木) ・明治22年の皇室典範制定は、確固とした皇位継承法を初めて明文で制定したものであり、画期的な意義を持つ。起草の中心となった井上毅は、 我が国の歴史・伝統を踏まえたものであること 当時の国情や人情に照らして妥当なものであること 当時のヨーロッパ先進諸国にも通じる普遍性を有するものであること の3つの原則を勘案して起草している。当時女帝容認論もあったが最終的に女帝が排除されたが、これは、女性皇族が摂政になり得ることとするなど、井上が周到な準備をしたものであり説得力もあった。(大原) | <p>【女性天皇・女系天皇について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠い傍系の男子が皇位を継承される際、直系の内親王とのご結婚で、それ以降の継承者を直系に近づけるなど、過去に女系も皇統として機能していた。(高森) ・形式上明治初期まで存続していた養老令(継嗣令)に女系の継承を認める規定があった。(高森) ・庶系継承の復活が困難である以上、女系容認の選択肢しかない。(高森) ・継嗣令は女系継承まで容認した、又は予想したものとは考え難いが、大宝・養老令に女帝の存在が明記されていることの意味は大きい。(所) ・女性天皇になると宮中祭祀ができないというのは誤解。(所) ・女性の天皇になると、妊娠や出産等で大変で負担が大きいという意見があるが、国事行為、公的行為、宮中祭祀などいずれの点についても問題はない。(高橋) ・女性は政治に向いていないとか男性に左右されるという理由には、憲法の平等原則の例外を認める合理性はない。(横田) |
| <p>【男系維持の方策(旧宮家の皇籍復帰・養子等)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦後の皇籍離脱は、連合国軍による軍事占領下という異常な時代状況下のGHQの占領政策による異例の措置。(大原) ・昭和22年に皇籍離脱された旧宮家は、遠縁ではあるが、昭和22年まで皇族として存続。皇籍離脱は占領下の特別な事情によるもの。(八木) ・臣下の籍に降りた者が皇族に戻ったケースは過去に何例もある。ただ、皇位につかれたのは1例のみ。(大原) ・臣籍降下後皇籍復帰の例は宇多天皇以外にも過去に多数あ | <p>【男系維持の方策(旧宮家の皇籍復帰・養子等)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和22年に皇籍離脱した旧11宮家は、天皇家とは親等が遠いという事実で区分されたもの。(高橋) ・皇族籍復帰や皇位継承との関連での養子は、伝統を重視する立場からも問題がある。(横田) ・皇位継承資格のうち皇族であるという要件を緩和し、旧皇族の男系男子の方に皇籍に復帰していただくことは、皇室と国民の区別があいまいになるので不可。(高森) ・皇位の特質は、皇統に属する皇族在籍の方々のみが継承され、一般国民が絶対に覬覦(きゆう)しないこと。根本的に重要なこ |

| | |
|--|---|
| <p>る。(八木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧宮家は遠い血統であるという説明があるが、そのうち4宮家は、明治天皇や昭和天皇の内親王様が嫁がれ、そのお血筋を引いておられる。(大原) ・旧皇族の皇籍復帰と皇族の養子制度の組み合わせで男系主義を維持するという研究がまずあってしかるべき。(大原) ・具体的方策としては、3案考えられる。 旧宮家の男系男子が皇籍に戻る。臣籍降下後皇籍復帰の例は過去に多数ある。旧11宮家中5家に次世代の男系男子がいらっしやる。「文藝春秋」本年3月号) 皇族の養子を認め旧宮家の男系男子を皇族とする。できれば内親王・女王が妃殿下として嫁がれることが望ましい。 内親王・女王が旧宮家の男系男子と婚姻された場合に限り女性宮家を立てる。(八木) ・旧宮家の復活は時代錯誤的、臣籍降下から約60年経っているという指摘があるが、60年は皇統の歴史から見れば短いとも言える。(八木) ・傍系出身であるがゆえに意識的に天皇らしくなさった方の例もあり、帝王学が幼いころから必要か、留保が必要。(八木) ・宮家の復活により皇族方の御公務の軽減に一役買える。(八木) | <p>とは、天皇の子孫として皇族身分の範囲内にあり、皇位継承者としての自覚をもっておられるかどうか。万世一系の天皇とは、天皇位が必ず皇族の籍を有する方に継承されるという意味。旧皇族の復帰を安易に認めるべきでない。(所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明治天皇や昭和天皇の内親王が傍系の宮家に嫁がれ、傍系の血筋を直系に近づけるという配慮がされているが、女系が皇統でないなら全く無意味ということになる。(高森) ・皇籍を離脱してすでに60年近く経っている方を、男系男子を存続させるためにわざわざ養子にお迎えすることが果たして国民の感情に合うのか。(高橋) ・旧皇族の皇族籍復帰や養子は、当事者の意思が問題になり、また、うさん臭さが漂って受け取られる等の問題がある。皇族女子との婚姻は期待できない。さらに、世論の支持は期待できず、国民統合作用は期待できない。皇族女子の元皇族子孫の男子との婚姻は非現実的で世論の支持は期待できない。(横田) |
| <p>【皇室の規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫緊の課題は現在の宮家の存続。男系維持の観点から宮家の存続を確実なものとし、この方策を先にした後に、皇位継承の問題に入っていくべき。(大原) ・今行すべきは、女性に皇位継承権を認めたりすることではなく、将来の皇位継承に備えて男系の血筋を引いた宮家の数を増やしておくことである。(八木) ・一宮家維持に必要な経費は年間5000万円。3宮家から7宮家としてもたいした金額ではない。(八木) | <p>【皇室の規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永世皇族制を前提として、3世以下については本人の意思と皇室会議の議により離脱を認めることとすべき。皇族女子も本人の意思及び皇室会議の議により婚姻後も皇籍に留まることができるようになるべき。(高森) ・宮家の将来の後継者は女子ばかりなので、12条を改正し、皇族男子と同様に婚姻に際して宮家を立てるようにすることが必要。また、宮家の存続のためには9条を改正して養子をとるようにすべき。永世皇族制については、11条だけではなく、ある程度具体的に何世までと決めた方がいいのではないかと。(高橋) ・皇族の範囲に結婚後の女性皇族を含めた場合、皇族が多くなり過ぎると財政上の問題があるが、永久皇族制を前提として11条の弾力的運用で処理すべき。(横田) ・養子の禁止や、女性皇族が一般男性との婚姻により皇族でなくなることは早急に考え直す必要がある。すなわち、皇族の減少を食い止めるため、女性皇族が婚姻後も皇族にとどまり宮家を立てられるようにすべき。そうすればその御子が男女を問わず皇族となる。その御子(特に男子)が継嗣のない宮家へ養子として入れば、絶家を免れ、そこに生まれる御子も皇族となることができる。こうして皇族の総数が増えれば、傍系の男性皇族が直系の女性皇族の結婚相手になる可能性も出てくる。(所) ・女性天皇や女性宮家に旧宮家の男子孫の入婿を期待したい。皇室から分かれたことが明確な方やその子孫は、あえて申せば新しい「皇別」として、皇族に準じる名誉と役割を認められ、自覚を持って生活されることが望ましい。(所) ・女性天皇や女性皇族の配偶者の扱いは、現在天皇や男性皇族と婚姻する女性の扱いが問題となっていないことと同じく、問題にする余地はない。(横田) |

3 女性天皇・女系天皇を可能とする場合の皇位継承順位

| 長子優先 | 男子優先・男子先行 |
|--|---|
| <p><安定性など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長子優先がきわめてわかりやすく、シンプル。いったん長子ということを決めれば、安定したやり方。(高橋) ・この40年来男子が生まれなかったことを考えると、男子優先、女子も可というのは、非常にうまくまわるシステムではないのではないか。(高橋) ・男系男子優先は、不安定かつ複雑で、世論の支持が難しい。男子優先はきわめて複雑かつ不安定で、男子優先の必要があるのか疑問であり、世論の支持が難しい。兄弟姉妹間で男子優先は、明確ではあるが不安定で、男子優先の必要があるのか、世論の支持があるか疑問。直系・長系は安定しわかりやすい。ただし、「帝王教育」の必要性は重視すべきでない。世論の支持は比較的あろう。(横田) <p><御活動との関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の天皇になると、妊娠や出産等で大変で負担が大きいという意見があるが、国事行為、公的行為、宮中祭祀などいずれの点についても問題はない。(高橋) <p><親近感等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民全体が、次の天皇はこの方だというような親近感が一番大事。それが、男子優先ではいつまでたってもなかなか決まらないことも考えられる。最初のお子さんだと、お育てする側にしても、お躰といったものに対しお考えができれば。(高橋) | <p><伝統・御活動との関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直系優先で、兄弟姉妹間で男子を優先すべき。その理由は、過去男子の天皇が圧倒的に多いこと、天皇の御公務と女子の肉体的・生理的条件との兼ね合い。(高森) ・女性の皇族には結婚に伴い懐妊・出産・育児といった大役が予想され、実際上は男性皇族が率先して天皇の任務を引き受けられるようにすべき。古来の直系・長系・近親を優先する原則のもとに「男子先行」(優先というより率先)の原則を加えるべき。(所) |

(敬称略)